

登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、登別市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、もって再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属設備（以下「発電設備」という。）をいう。
- （2）再生可能エネルギー発電事業 発電設備を設置する工事（樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含ま。以下「設置工事」という。）により発電設備を設置し、これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業（以下「発電事業」という。）をいう。
- （3）事業区域 発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- （4）事業者 発電設備を設置する者、発電設備を維持管理する者及び発電設備を利用して発電、蓄電又は放電を行う者（発電設備の設置若しくは維持管理又は発電、蓄電若しくは放電に関する業務の全部又は一部について委託を受ける者を含ま。）をいう。
- （5）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （6）土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- （7）地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の周辺に居住している者
 - イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
 - ウ 事業区域の属する町内会等関係者
 - エ その他市長が特に認めた者

（適用事業）

第3条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する発電事業に適用するものとする。ただし、建築物に発電設備を設置するものを除く。

(1) 発電出力が10キロワット以上の発電事業（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の発電設備を設置する事業であって、当該複数の発電出力の合計が10キロワット以上となるもの又は既に施工が完了している発電設備若しくは施工中の発電設備の変更等を行う事業であって、当該発電設備の変更後の発電出力が10キロワット以上となるものを含む。）

(2) 系統用蓄電池を設置する発電事業
(基本理念)

第4条 登別市の良好な自然環境、景観、生活環境等は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産であり、観光都市という地域特性からも将来にわたって市民及び来訪者がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、関係法令等及びこの条例を遵守し、発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態（以下「災害等」という。）により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、地域住民等に周知しなければならない。

3 事業者は、発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、発電事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を填補するための保険又は共済に加入するとともに、災害等が発生したときの措置及び第17条第2項

に規定する発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、第1条の目的を達成するため、第4条の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第9条 市長は、自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止のため、次に掲げる区域を発電事業を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園の区域
- (6) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林の区域
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区
- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の存する区域

(1 1) 登別市文化財保護条例（平成2年条例第23号）第5条第1項に規定する
登別市指定文化財の存する区域

2 事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはならない。ただし、発電事業の内容
が関係法令等の定めに適合しているものである場合は、この限りでない。

（抑制区域）

第10条 市長は、自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止のため、次
に掲げる区域のうち必要があると認めるものを発電事業を抑制する区域（以下「抑
制区域」という。）として指定し、事業区域に含まないよう事業者に協力を求め
ることができる。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(2) 自然環境、景観、生活環境等の保全が必要であると認められる区域

(3) 災害の発生が危惧される区域

(4) 歴史的又は郷土的な特色を有する区域

2 抑制区域は、規則で定める。

3 禁止区域及び抑制区域のいずれにも該当する区域は、禁止区域とする。

（配慮事項）

第11条 市長は、事業者が発電事業を実施する上で様々な影響があると想定され
る次に掲げるものについては、配慮が必要な事項（以下「配慮事項」という。）
として、事業者に特段の配慮を求めることができる。

(1) 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。

(2) 防災及び安全対策に関すること。

(3) 地域住民等への対応に関すること。

(4) 発電設備設置後の維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 配慮事項は、規則で定める。

（事前協議）

第12条 事業者は、第14条第1項の規定による届出をしようとするときは、あ
らかじめ発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協
議しなければならない。

（地域住民等への説明等）

第13条 事業者は、次条第1項の規定による届出をしようとするときは、地域住
民等に対して説明会又はその他の方法により、あらかじめ事業計画について説明
しなければならない。

- 2 事業者は、前項の説明をするときは、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 地域住民等は、第1項の規定による説明を受けたときは、事業者に対して意見を申し出ることができる。
- 4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定による説明をしたとき又は前項の規定による協議をしたときは、速やかにその結果について市長に報告しなければならない。

(事業計画の届出)

- 第14条 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、設置工事の着手予定日の60日前までに事業計画について市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。
 - 3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対してその旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事着手等の届出)

- 第15条 事業者は、設置工事に着手しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした事業者は、設置工事を中断し、再開し、中止し、又は完了したときは、その都度速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

- 第16条 事業者は、発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める事項を表示した標識を掲示しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

(廃止の届出)

- 第17条 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、発電事業を廃止したときは、発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じるとともに、これを完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の継承の届出)

第18条 事業者の地位を継承した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第19条 事業者は、発電事業を実施する間、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(侵入防止措置)

第20条 事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置する等侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) この条例の規定による協議、報告若しくは届出（以下「届出等」という。）を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(2) 第16条の規定による標識の掲示をしないとき。

(3) 第17条第2項の規定による解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じないとき。

(4) 第19条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(5) 第20条の規定による侵入防止措置を講じないとき。

(6) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは

忌避し、若しくは同項の規定による質問に答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者は、前2項の規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は勧告により講じた措置等その対応の状況について、速やかに市長に報告しなければならない。

(命令)

第23条 市長は、事業者が第9条第2項の規定に違反して発電事業を実施したとき又は前条第2項の規定による勧告に正当な理由なく従わないときは、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができる。

2 事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令により講じた措置等その対応の状況について、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に正当な理由なく従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び道への報告)

第25条 市長は、事業者が第22条第1項及び第2項の規定による指導、助言若しくは勧告又は第23条第1項の規定による命令に正当な理由なく従わないときは、その内容及び事実を関係書類を添えて国及び道へ報告することができる。

(罰則)

第26条 事業者が第23条第1項の規定による命令に正当な理由なく従わないときは、5万円以下の過料に処する。

(国等の特例)

第27条 国又は地方公共団体が行う発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置工事に着手する発電事業について適用する。ただし、市長は、この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している事業者に対してこの条例の規定を遵守するよう協力を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条まで、第21条から第23条（第22条第2項第5号を除く。）まで及び第25条の規定は、第3条に該当するすべての発電事業について適用する。この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合において、発電設備の変更等により第3条に該当することとなるときも同様とする。

4 第12条から第15条まで及び第17条第1項の規定による手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。